細則２－１　給油取扱所の自主保安基準【危規則第60条の２第１項関係（給油取扱所に係る部分（危規則第60条の２第1項第８号の５及び６を除く。）に限る。）】

|  |  |
| --- | --- |
| 定める必要がある施設 | 全ての給油取扱所 |

第１　総則

当所の給油作業及び注油作業（以下「給油作業等」という。）は、本編及び関係する細則によるほか、第２で定める「給油作業等及び給油作業等以外の業務に係る基準」に基づき行うものとする。

第２　給油作業等及び給油作業等以外の業務等に係る基準

１　危険物取扱者以外の勤務員が給油作業等を行う場合には、甲種又は乙種危険物取扱者が必ず立ち会うものとする。

２　危険物取扱者が不在となる場合は、給油作業等を行わないものとする。

３　勤務員は、給油作業等を行う場合、必ず顧客等に油種を確認するとともに、作業中はその場所を離れないものとする。

４　当所内で、裸火等の器具はみだりに使用しないものとする。

５　給油作業を行う場合、自動車等のエンジン停止を確認してから行うものとする。

６　灯油を容器に注油する場合、消防法令に適合した運搬容器に注油し、注油済みの運搬容器の放置はしないものとする。

７　給油作業等、自動車等の出入り、移動タンク貯蔵所からの荷卸し等に支障となる物件は置かないように常に整理整頓に努め、特に終業時は、放火されないよう不要な物件を放置しないものとする。

８　給油目的以外の車両を駐停車する場所は、安全な場所とし、あらかじめ明示するものとする。

９　当所内での喫煙は、定められた場所で行い、終業時には、吸い殻の消火を確認し、所定の場所に廃棄するものとする。

10　給油作業時間外において給油業務に係る勤務員以外のものが当所に出入りすることがないときは、勤務員以外の者の出入りを禁止するため、ロープ、チェーン等を展張するものとする。

11　給油作業等以外の業務を行う場合は、給油作業等の支障とならないよう注意を払うとともに、所内の顧客等の状況に応じて勤務員を配置し、整理、誘導等の安全管理に努めるものとする。

12　その他

⑴　物品の販売等は、危規則第40条の３の６第２項に定める場所で行うものとする。

⑵　専用タンクへの荷卸し中に当該専用タンクに接続する固定給油設備又は固定注油設備による給油作業等を行う場合は、当該給油作業等の立会い又は監視を確実に行うとともに、専用タンクへの荷卸し作業の立会い、給油又は詰め替え等の危険物取扱作業及び危険物取扱者以外の従業員が行う給油又は詰め替え等の危険物取扱作業の監視又は立ち合いを同時に行うことができるよう、十分な人員を配置するなどの措置を講じるものとする。